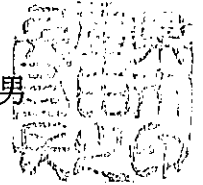


NPO法人 兵庫県腎友会
会長 松菱 理恵子 様

三田市長 森 哲 男



令和 5 年度予算にかかる要望について (回答)

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和 4 年 5 月 30 日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 安心して治療生活を続けるために (各所管課回答)

- ① 「重度障害者医療費助成事業」につきましては、兵庫県と共同事業として実施しております。所得制限につきましては、県制度では、世帯合算により所得判定しておりますが、市独自制度として世帯合算で所得判定は行っておらず、県制度より充実したものとなっております。なお、同制度につきましては、財政状況や社会情勢を見ながら県制度の状況を確認した上で継続してまいります。また、本事業の継続を兵庫県への進言することにつきましては、兵庫県において総合的に判断していただくものであると考えております。(国保医療課回答)
- ②平成 30 年度から 3 力年を計画期間とする第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護基盤の整備として、特別養護老人ホーム 80 床及び認知症対応型グループホーム 1 施設の整備を行いました。また、令和 3 年度からの第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては認知症対応型グループホーム 1 施設の整備を定めており、計画期間での開設に向けて取り組みを進めてまいります。(介護保険課・いきいき高齢者支援課回答)
- ③公共交通運賃の助成制度を 2 つ実施しております。
 - (1) 交通まちづくり課所管分について
市内に住所を有する 70 歳以上の全ての人を対象に、電車・バス・タクシーを利用される際の運賃助成を行っております。運賃の概ね半額助成という考え方で年間 7,500 円分の割引証を発行し、各々の事情に合わせて公共交通(バスとタクシーなど)を組み合わせてご活用いただけるものとなっております。
 - (2) 障害福祉課所管分について
市内に住所を有する在宅の方で、公共の交通機関を利用することが困難な重度心身障害者(児)が、タクシーを利用する場合にその経費の一部を助成する事業を実施して

おり、通院等の機会にもご活用いただけるものとなっております。

両事業につきましては、高齢化が進展する中において重要な役割を担うものと認識しており、今後も持続可能なしくみの構築、検討を進めてまいります。(交通まちづくり課・障害福祉課回答)

2 腎疾患総合対策の充実をめざして (健康増進課回答)

- ①慢性腎臓病は、重症化すれば命に関わる重篤な疾患ですが、生活習慣の改善や薬物療法等により進行予防が可能なものでもあるため、シンポジウムの開催等により、正しい知識の普及啓発を図ることは非常に重要であると考えております。現在、市では腎機能障害の主な原因となっている高血圧、糖尿病などの生活習慣病予防の観点から、各種健康診査や、健診後の保健指導などを実施しており、健診の項目に血清クレアチニン、eGFR 値を導入し、腎機能評価について受診者に啓発しているところです。今後も健康関連のイベント、健康教育や健康相談、地域での健康推進員活動など様々な機会を活用して、意識啓発等を行ってまいります。
- ②特定保健指導の徹底につきましては、その利用率向上に向けて、現在、電話による勧奨を行っており、市内開業医とも連携を進めております。また、特定保健指導の取り組み強化策として、平成 30 年度より集団健診受診者のうち国民健康保険に加入しており、特定保健指導該当となる見込みのある受診者に対して、健診当日の初回面談を実施することにより、対象者がより特定保健指導を利用しやすい環境を整備しております。重症化予防につきましては、平成 30 年 3 月に策定した三田市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、三田市国保糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。令和元年度から、糖尿病性腎症の疑いのある糖尿病未治療者に対する受診勧奨及び保健指導において、かかりつけ医との連絡票の活用等により医師会との連携を図っており、令和 3 年度からは糖尿病未治療者に加え、糖尿病の治療中断者等に対しても受診勧奨等を行っております。保健師が医療機関受診の必要性を伝え継続的な保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化予防と生活の質の向上に繋がるものと考えており、今後もさらなる糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組み強化を図ってまいります。

3 災害に備えて (危機管理課回答)

- ①「災害時の人工透析供給体制の確保について」に関する兵庫県・他自治体との連携につきましては、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に包括されている内容であり、兵庫県地域防災計画等により新たな対応方針が示された際には、方針に基づき対応するとともに、令和 2 年 3 月に策定された「阪神北圏域災害時保健医療マニュアル」での透析患者への医療対策を踏まえ、日本透析医学会等を中心とした災害時透析医療リエゾン等と連携して人工透析患者の受け入れ状況、透析医療の稼働状況、水・医薬品の確保等の状況等を迅速に把握してまいります。また、緊急時の福祉避難所からの患者の移送につきましては、施設側との受け入れ可否の調整や、自力または家族等による移動が困難な場合は、市の保有車両及び医療機関の搬送車や災害時応援協定を締結している輸送業者の車両を確保し、速やかに移送を行ってまいります。また、避難場所における新型コロナウイルス感染症予防への配慮につきましては、令和 2 年 7 月に「三田市避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症対応編～」を策定し、感

染症対策に万全を講じることとし、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行ってまいります。

- ②避難行動要支援者名簿につきましては、対象となるすべての方の名簿を作成しております。その内、地域への名簿提供に同意されている方の名簿を区・自治会、民生委員、警察へ提供しており、地域において支援体制の検討をお願いしているところです。「兵庫県透析患者災害支援名簿」の活用につきましては、災害時避難に不安を感じられる方々には市の要支援者名簿への登録を呼びかけてまいります。その後、避難行動要支援者一人ひとりに合った避難行動を定める「個別支援計画」の作成を進めてまいります。

4 患者の社会参加の為に（障害福祉課回答）

障害者総合支援法に基づく就労系サービスのほか、障害者等の生活支援につきましては障害者生活支援センター、就労支援につきましてはハローワークと連携して取り組みを進める障害者就業支援センターを設置し、本人、家族等に対する相談や、就労を継続するための就労先との調整などの支援も行ってまいります。また、平成 29 年 7 月に設置した障害者基幹相談支援センターでは、「(略称) 三田市障害者共生条例」に基づいた障害者差別に該当すると思われる事案についての相談業務を行っております。

5 感染症対策の取り組みについて（健康増進課回答）

- ①「高齢者肺炎球菌ワクチン」は、法定化に伴い平成 26 年 10 月から定期予防接種として実施し、令和元年度からは 65 歳以上の節目年齢になる未接種者に対して予防接種を実施しております。行政としての独自の取り組みにつきましては、2 回目以降の助成などを含め、現在のところ予定しておりませんが、肺炎球菌ワクチンに関する知識及び制度等につきましては、市民や医療機関等に広く周知徹底を図ってまいります。
- ②ウイルス感染が疑われる患者が発生した場合につきましては、行政検査及び重症度に応じた入院対応医療機関等への患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、宝塚健康福祉事務所（保健所）と連携し、感染の拡大及びまん延防止に努めているところです。新型コロナウイルス感染症に関する重症病床等の確保につきましては、兵庫県において進められており、兵庫県と連携しながら、安心して医療が受けられるよう対策を講じてまいります。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。